

## 新旧対照表【医薬品等及び毒劇物輸入監視要領】

※ 傍線を付した箇所が改正部分

改正後	改正前
<p>別添</p> <p style="text-align: center;">医薬品等及び毒劇物輸入監視要領 (改正 平成30年11月26日 薬生発1126第4号) <u>(改正 令和2年3月18日 薬生発0318第2号)</u></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 担当地方厚生局、担当薬事監視専門官及び監視範囲</p> <p>(1) 関東信越厚生局 関東信越厚生局薬事監視専門官 <u>函館税関、東京税関又は横浜税関の管轄区域内で輸入されるもの</u></p> <p>(2) 近畿厚生局 近畿厚生局薬事監視専門官 <u>名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関、長崎税関又は沖縄地区税関の管轄区域内で輸入されるもの</u> <u>(削る)</u></p> <p>なお、<u>上記担当範囲によらず、適宜各地方厚生局薬事監視専門官に業務を行わせる</u>場合がある。また、薬事監視専門官に代えて、薬事監視員又は毒物劇物監視員に業務を行わせる場合がある。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>別紙様式 (略)</p>	<p>別添</p> <p style="text-align: center;">医薬品等及び毒劇物輸入監視要領 (改正 平成30年11月26日 薬生発1126第4号)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 担当地方厚生局、担当薬事監視専門官及び監視範囲</p> <p>(1) 関東信越厚生局 関東信越厚生局薬事監視専門官 函館税関、東京税関<u>及び横浜税関で通関されるもの</u></p> <p>(2) 近畿厚生局 近畿厚生局薬事監視専門官 名古屋税関、大阪税関、神戸税関、<u>門司税関及び長崎税関で通関されるもの</u></p> <p><u>(3) 九州厚生局沖縄麻薬取締支所</u> <u>九州厚生局沖縄麻薬取締支所薬事監視専門官</u> <u>沖縄地区税関で通関されるもの</u></p> <p>なお、<u>(1)から(3)までに掲げるもののほか、到着する税関等により適宜他の地方厚生局薬事監視専門官に業務を行わせる場合がある。</u>また、薬事監視専門官に代えて、薬事監視員又は毒物劇物監視員に業務を行わせる場合がある。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>別紙様式 (略)</p>